

近江八幡市立老蘇小学校

いじめ防止基本方針

令和7年4月

I. いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1. いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に応じて、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- (注1)「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係を示す。
- (注2)「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- (注3)けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- (注4)学校は、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、見守る・「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合にあっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

2. いじめの態様

<心理的苦痛>

- ・冷やかしかからかい。悪口やおどし文句。いやなことを言われる。
- ・仲間はずれ。集団により無視をされる。
- ・パソコン・スマホ・携帯電話等で誹謗中傷、いやなことをされる。

<物理的苦痛>

- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

<暴力的苦痛>

- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり。蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

3. いじめの理解

- (1) いじめは、どの子にもどの学校でも起こりうるものであるという危機意識。
- (2) とりわけ、悪口や無視、仲間はずれ等の「心理的苦痛」を伴ういじめは、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験するものである。
- (3) 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命や身体に重大な危険を生じさせる。
- (4) いじめは、いじめる側（加害側）といじめられる側（被害者側）という2者関係だけではなく、周りではやし立てたり、面白がったりする存在（観衆）と、黙って見守っている存在（傍観者）を含めた4層構造の中で発生することにも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

<下記のこと留意する>

考え方① いじめられた児童生徒の立場から見ると、観衆も傍観者も含めて、周りのも

- のみんが加害者と認識されることがある。
- 考え方② 観衆や傍観者が、いじめがあることを苦にしながらも、訴えたり、仲裁することが難しい状況におかれていたりするため、加害者以外は全て被害者とみる考え方がある。
- 考え方③ 「自分とは関係がないこと」と考える子どもが増えることは、傍観者の増加につながる大きな問題である。
- 考え方④ 傍観者は、この構造の中で最も多い人数と考えられ、この傍観者の中から仲裁者を育成することが、いじめの指導には重要である。

4、いじめ防止に向けた方針

(1) いじめの防止について

いじめは、どこでもどの子にでも起こりうるものであるが、決して許されない卑怯な行為であり、いじめを行ってはならないことを毅然とした態度で指導することが必要である。

このため、学校教育全体を通じ、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、全ての児童が安心でき、自己有用感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

また、いじめの問題の取組を学校・家庭・地域が一体となって推進し、普及啓発する必要がある。

児童会を中心に、児童自ら考える場を作り、主体的な活動ができるように進めていく。

(2) いじめの早期発見について（子ども目線に立ったいじめの把握）

いじめ問題への基本的な考え方を周知徹底するとともに、いじめは重大な人権侵害であるという意識を教職員が強く持つとともに、一人ひとりの子どもへの多面的な児童理解を図る。

また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知により、児童や保護者がいじめを訴えやすい体制を整える。

加えて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等幅広い人材を活用し、子どもが悩みを相談できる体制の充実を図る。

(3) いじめへの対応について

（組織的かつ迅速な対応による「いじめの解消」をめざす）

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。この対応のためには、すべての教職員が、子どもの実態、子どもの生活背景などへの理解を深め合うことに大きな職責があること強く意識しなければならない。

また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能にするような体制の整備が必要である。

(4) 家庭や地域との連携について

学校を主体としつつ、社会全体で子どもを守り育てていくため、学校と家庭地域が

連携・協力できる体制づくり等をさらに推進する。また、家庭との連携を図るため、保護者等に向けた「いじめ問題」に関する普及啓発を行う。

（５）関係機関との連携について

いじめ問題への対応においては、学校でいじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果が困難な場合には関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要であり、平素からの情報共有体制を構築していくことが必要である。

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

Ⅱ. いじめ防止のための取組

１. いじめ防止基本方針の策定

本校におけるいじめの防止等の基本的な方向性と取組内容を「いじめ防止基本方針」として定める。

いじめ防止基本方針に基づく対応を徹底することで、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となるように努める。

いじめ発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒およびその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながると考える。

いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

策定した基本方針については、学校のホームページなどで公開する。また、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

２. いじめ防止対策委員会の設置と役割

いじめの問題に組織的かつ実効的に取り組むため、校長・教頭・教務（主幹教諭）・生徒指導主任・教育相談主任・養護教諭・当該学級担任・当該学年主任・ＳＣ・ＳＳＷ等によって構成される「いじめ防止対策委員会」を設置する。本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

３. いじめの防止について

（１）学校評価において

ア、学校におけるいじめ防止等のための取組状況（アンケート、個人面談、校内研修の実施状況）を評価項目に位置づける

（２）基本的生活習慣の定着についての取組

ア、近江八幡市で進めている「早寝・早起・あさ・し・ど・う」の取り組みを本校でも積極的に推進する。

イ、朝の会や朝の健康観察等を通して、「心の安定」の面からも生活のリズムの大切さを指導していく。

（３）「わかる授業」づくりの取組

ア、子どもたちの基礎学力の向上と定着を図るための指導の在り方について、職員の研修を進める。

イ、自己表現力の向上を目指して、国語力の向上に結びつく読書指導や群読の

表現活動の取り組みを進める。

- (4) 豊かな情操と道徳心を培う取組（道徳、人権、読書、体験活動）
 - ア、児童がいじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論することができるように、日頃から道徳教育の充実をはかる。
 - イ、農業体験活動や地域学習、環境学習等の体験活動を通じて、自分たちのふるさとの良さを知るとともに、自分たちの周囲で生活する地域の人々の優しさや、ふるさを大切に思う気持ちに触れ、自分が大切にされていることを実感する。
 - ウ、人権学習や道徳の学習を通して、人と人とがつながることの大切さを考え、自他を大切にできる力を培う。
- (5) 自己有用感や自己肯定感を育む取組（集団づくり、体験活動）
 - ア、友だちの良いところを見つけ合う「友だちの良いところ見つけ運動（花咲山）」を児童会が中心になって進め、他人が感じている自分の良さを知り、自己肯定感を高め合う。
 - イ、各学級でも、朝の会・帰りの会を中心にして、「もちあじ」を合い言葉に、お互いを肯定的に受け止める「仲間集団づくり」に取り組む。
- (6) 学校として特に配慮が必要な児童について
 - ア、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な指導を心がける。
 - イ、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- (7) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策
 - ア、県が出している「滋賀県子どもと学ぶネット社会」のDVDを視聴し、各学級でその内容に関連した指導を行う。（高学年で実施予定。児童アンケートの結果によっては、取り組む学年を増やす。）
 - イ、PTAの研修会（研修部主催の講演会等）で、情報機器の取り扱いの研修会を行い、保護者啓発に取り組む。
- (8) 教職員の研修について
 - ア、夏季休業中の教職員の研修のテーマに取り上げ、教職員研修を進める。
 - イ、職員会議時の「子どもを語る会」や生徒指導部会の中で、情報の共有をはかり、日常的に児童理解を進める。
- (9) 家庭、地域との連携について
 - ア、学校便りや学級通信を通して、学校での子どもの姿を保護者に知らせていく。
 - イ、老蘇学区補導委員会との連携を図り、情報の交流に取り組む。

4. いじめの早期発見について

- (1) いじめ調査等についての取組
 - アンケート 年3回実施予定（5月、10月、1月）…2回目は持ち帰り
- (2) 教育相談週間についての取組
 - 年3回以上実施予定→アンケートを利用して行う。アンケート調査や個人面談における児童からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。
- (3) いじめ相談体制についての取組
 - ア、子どもたちの相談窓口として
 - ・学級担任
 - ・教育相談担当
 - ・スクールカウンセラー
 - ・保健室の養護教諭
 - ・生徒指導担当がまず当たるが、一人で対応せず、相談を掛けられる体制を作っておく。
 - イ、子どもたちの声を聞く取組として
 - ・日常の日記指導
 - ・教育相談活動（日常の取組と強調月間の取組）

- ・家庭からの連絡ノート
等がまずあげられる。日頃からの児童の実態把握に努める。
相談が持ちかけられた場合、下記に示した様な手順で対応を進めていく。

5. いじめに対する措置

(1) 「いじめ・体罰防止対策委員会」

- ・役 割 — 校内でのいじめ問題の発生を防ぎ、子どもたちが円滑に人間関係を築けるよう、情報を交流するとともに、学級集団づくりに
ついての指導助言を行う。
- ・構成 — 校長、教頭、教務（生徒指導主任）、関係機関職員

(2) いじめをしたときの対応

- ・ いじめを発見したり訴えを聞いたりした者は、すぐに学年部、生徒指導主任、管理職に報告する。
- ・ 事実確認は必ず個別で行い、内容の照合を行う。ただし、極端に長時間の聞き取りを行わないなど、子どもの状況には配慮する。
- ・ 対応策を全教職員が共通理解するとともに、該当の子どもやその保護者に説明し、理解と協力を求める。
- ・ 教育委員会に適切に報告する。
- ・ 必要に応じ関係機関や地域の協力も得る。
- ・ 犯罪行為と取り扱われるものと認めるときは警察と連携する。

(3) いじめられた児童生または保護者への支援

- ・ 状況に応じて、SCやSSWなどの専門家と連携した対応を行う。
- ・ いじめを受けた子どもが安心して学習できる環境づくりに努める。
- ・ いじめ解消後も注意深く見守り、安心感をもたせながら継続的な支援を行う。
- ・ いじめの経過を把握し、いじめが解消されたと見られる場合も、継続して状況把握に努める。

(4) いじめた児童への指導または保護者への助言

- ・ 正確な事実確認を行う。
- ・ いじめの言動の背景を考え、課題の解消を図る。
- ・ 状況に応じて、SCやSSWなどの専門家と連携した対応を行う。
- ・ いじめ解消後も継続した見守りを行う。
- ・ 必要に応じて出席停止などの処置を検討する。

(5) 集団への働きかけ

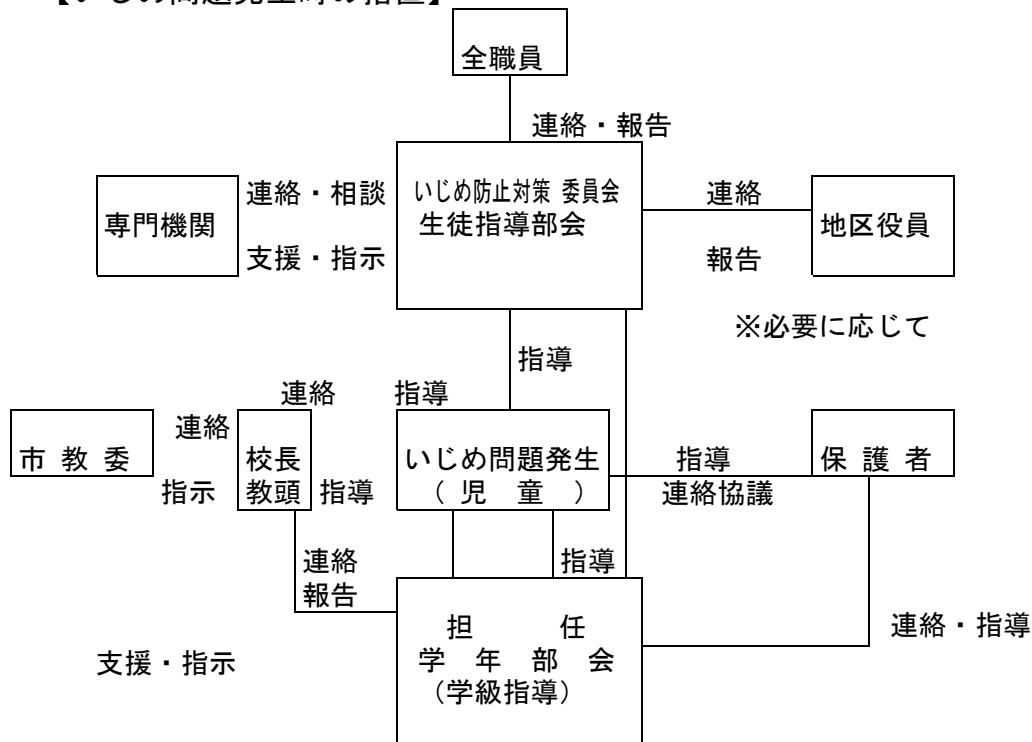
- ・ 見て見ぬふりをしたり、自分とは関係のないことと考えたりすることは、いじめを容認したことになるという事実を深く考えさせる。
- ・ 学級活動等で学級としてどうすべきかなど、しっかり考える機会をつくる。
- ・ 学級の進んだ取組を学年や全校に広げ、再発防止に努める。

※これらのことについては下記表の通り計画的・組織的に取り組む。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ・ 基本的には上記の対応とおなじだが、プロバイダーに対する書き込みの削除要請を行う。
- ・ 書き込みの内容によっては、関係機関（警察、法務局）と連携する。
- ・ 状況に応じて、SCやSSWなどの専門家と連携した対応を行う。

【いじめ問題発生時の措置】



(7) いじめが「解消している」状態とは

少なくとも、下記の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットの通じて行われるものを含みます。）が止んでいる状態が相当の期間継続していることが必要である。相当の期間とは、少なくとも3ヵ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、いじめ防止対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じておらず、安心・安全な生活が送れていること

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめにより心身の苦痛を感じていないと認められることが必要である。被害児童生徒本人およびその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

Ⅲ. 重大事案への対応…担任 1 生徒指導担当 初期対応

①市教委との連携

- ア、市の生徒指導報告様式に沿って、発生した事案の事実経過と今後の対応の予定を市教委に報告する。
- イ、必要に応じて市教委の指導を仰ぐ。

②緊急会議

- ア、問題発生から間を置くことなく、関係する教職員を含めた「いじめ防止対策委員会」メンバーによる緊急会議を持ち、対応を協議する。
- イ、休日や夜間等、勤務時間外に問題が発生した場合は、必要に応じて招集可能な範囲で委員に集まってもらい、対応を協議する。

③事実確認

- ア、問題の全容を明らかにするため、必要な聞き取りを行う。基本は休み時間等、学習に支障をきたさない時間を利用するが、内容によっては、入り授業の操作等によって、当該学年児童の学習を保証しながら、担任や生徒指導による聞き出しを授業中に行う。
- イ、聞き取りは基本的には複数の教員が当たるが、場合によっては、複数の教員が複数の児童から同時並行で聞き取りを行うこともある。
- ウ、生命・身体に関わる事態実意手は、専門家を交えた調査組織を置くなど、「重大事態」について事実関係を調査する。

④児童および保護者への対応

- ア、事実確認が済んだ時点で、加害・被害両児童と保護者への説明と指導を行う。
- イ、場合によっては、学校に来校を求め、指導を入れる。
- ウ、発生したいじめ問題については、場合によっては、その当該の学級の課題として、学級全体に広げて考え合ったり、学校全体の課題として、全校に広げて考え合う機会を設けて、再発することを防ぐ。

⑤調査および報告について

- ア、重大事案に至らないように、年 3 回のこどもアンケートを実施して、子どもたちの心の内を聞いていく。
- イ、それ以外にも、日記指導や作文指導、日常の何気ない会話の中から聞こえてくる声など、子どもたちの SOS をしっかりと聴き取っていく。
- ウ、報告については、市の生徒指導報告様式に則って、すみやかに報告する。